

別添4

保安規程

第1章 総則

(目的)

第1条 長野県長野高等学校（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

(保安に関する業務の委託範囲)

第2条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係わる業務（以下「保安管理業務」という。）のうち、電気管理技術者 神戸 幸久（以下「電気管理技術者」という。）に委託する業務の範囲については、電気管理技術者との契約により定めるものとする。

(法令及び規程の順守)

第3条 当事業場の電気工作物設置者及び従事者は、電気関係法令及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の設定)

第4条 この規程を実施するために必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定及び改正にあたっては、電気管理技術者の意見を求めるものとする。

第2章 保安に関する業務の管理

(保安に関する業務の管理)

第6条 電位工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務は学校長（事業場の最高責任者）が総括管理し、電気管理技術者を別紙組織図のとおりに配置してその管理に当たらせるものとする。

(連絡責任者等)

第7条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する業務のために必要な事項を電気管理技術者に連絡する連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）を定め、その氏名、連絡方法等を管理技術者に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を電気管理技術者に通知するものとする。

3 前各号に変更が生じた場合は、ただちに電気管理技術者に通知するものとする。

4 連絡責任者又はその代務者を電気管理技術者の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

(設置者の義務)

第8条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用について保安上必要な事項を決定又は実施しようとするときは、電気管理技術者と協議し、電気管理技術者の意見を求めこれを尊重するものとする。

2 法令に基づいて行う所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係のある場合には、電気管理技術者と協議の上、これを作成するものとする。

3 所管官庁が法令に基づいて行う検査には、電気管理技術者を立ち会わせるものとする。

(従事者の義務)

第9条 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者（以下「従事者」という。）は電気管理技術者がその保安のためにする指導を受けるものとする。

2 従事者は電気管理技術者が行う保安規程の順守のための教育又は指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 従事者に対し、事業場の実態に即した必要な知識及び技能の教育を行うものとする。

2 前項の教育又は指導について、電気管理技術者と協議の上、電気管理技術者に実施させるものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 従事者に対し、災害その他電気事故が発生したときの措置について必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

2 前項の演習訓練については、あらかじめ電気管理技術者と協議の上行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第12条 電気工作物の設置または変更（改造、修理、取替及び廃止をいう。）の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し電気管理技術者の指導、助言を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、電気管理技術者に検査を行わせ、保安上支障のないことを確認するものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明確にするものとする。

第5章 保守

(巡視、点検、測定)

第14条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び試験は、設置者の責任において行うものとし、電気管理技術者に委託する業務については別表第1により、その他の業務については電気管理技術者と協議の上的確に実施する。

2 電気管理技術者以外の者が行う巡視、点検及び試験については、その結果を電気管理技術者に報告し、確認を受けるものとする。

3 巡視、点検又は試験の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の応急措置等)

第15条 連絡責任者又は代務者は、電気工作物に関する事故その他異常が発生し又は発生する恐れがある場合には、電気管理技術者その他の関係先に迅速に報告又は連絡し、指導、助言を受けて適切な応急措置をとるものとする。

2 電気工作物に関する事故その他の異常が発生した場合には、電気管理技術者の指導、助言又は協力を求め、必要に応じ臨時に特別点検を行い、その原因を究明し、再発防止に遺漏のないよう措置するものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第16条 平常時及び事故その他異常における遮断器、開閉器、その他の機器の操作の順序、方法について電気管理技術者の意見を聞いて、あらかじめ定めておかなければならない。

2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び経路は、受電室その他必要な機器の設置個所において見やすい場所に掲示しておくなければならない。

3 受電用遮断器の操作にあたっては電気事業者と必要に応じて連絡をするものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第17条 非常災害時その他の災害にそなえて、電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができるような体制を整備しておくものとする。

2 連絡責任者又は代務者は、災害の発生時において迅速に電気管理技術者に連絡し、その指導、助言を受けるものとする。

3 連絡責任者又は代務者は、災害の発生時に伴い、危険と認められるときには、ただちに当該範囲の電源停止ができるものとする。

第8章 記録

(記録)

第18条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、別に定めたところにより記録し、これを3年間保存しなければならない。

(1) 巡視、点検、試験及び測定記録

(2) 電気事故に関する記録

(3) 保安及び防災教育に関する記録

2 主要機器の補修については別に定める設備台帳に記録し、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界点)

第19条 電気事業者との保安上に責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

(需要設備の構内)

第20条 当事業場の需要設備の構内は、使用区域図に示すとおりとする。

第10章 雑則

(危険の表示)

第21条 電気室その他の高圧電気工作物が設置されている場所には、取扱者以外の者が立ち入らないよう、電気管理技術者と協議の上、出入口に施錠装置及び立入禁止表示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第22条 電気工作物の保安上必要とする備品、材料、消耗品等は、電気管理技術者と協議の上整備し、これを適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

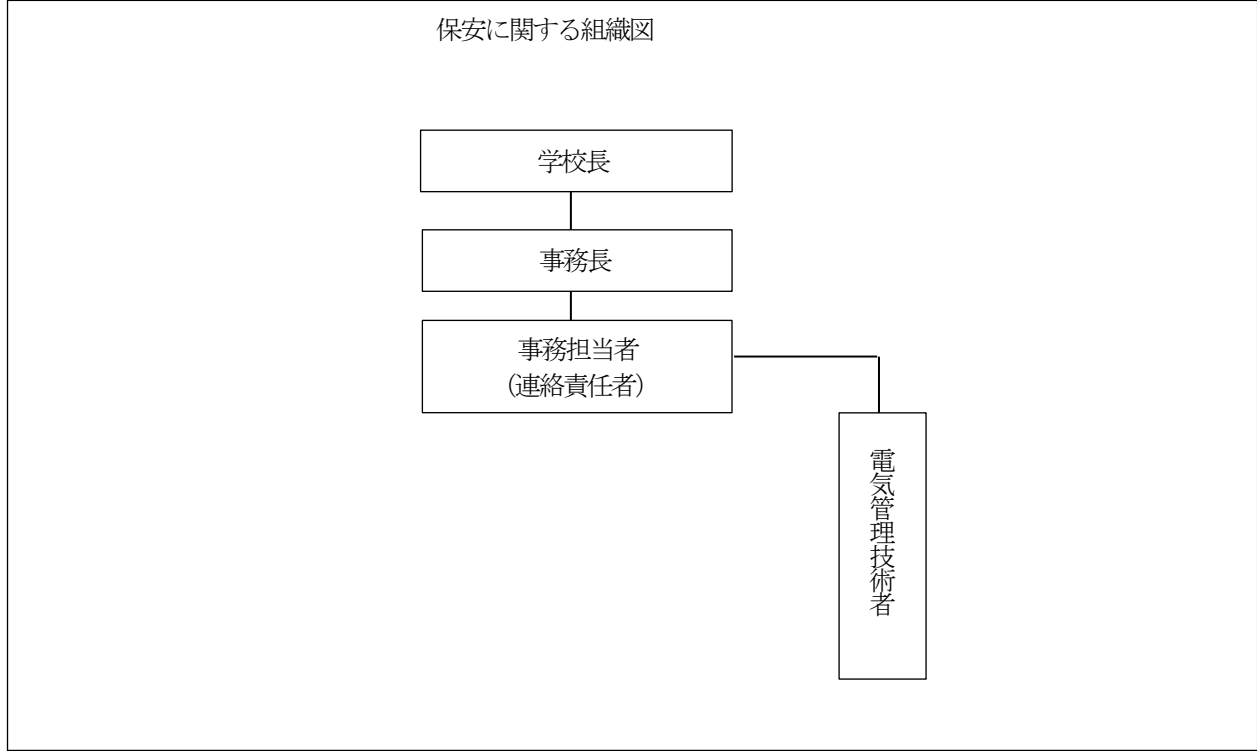
第23条 電気工作物の新增設、改造等が行われた場合における設計図、仕様書、取扱い説明書については必要な期間整備保存しなければならない。

(手続書類の整備)

第24条 関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面、その他主要文書についてはその写しを必要な期間保存しなければならない。

附則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。



検・測定及び試験の基準

電気工作物		点検・測定及び試験項目	通常点検	年次点検
受変電設備	引込線、 責任分界となる開閉器 電線及び支持物	外観点検	○	1回／1年
		絶縁抵抗測定		1回／1年 (※1)
		継電器との連動動作試験		1回／1年 (※3)
	断路器	外観点検	○	1回／1年
		絶縁抵抗測定		1回／1年 (※1)
	遮断器 開閉器	外観点検	○	1回／1年
		絶縁抵抗測定		1回／1年 (※1)
		継電器との連動動作試験		1回／1年 (※3)
		絶縁油酸価試験		※4
		絶縁油耐圧試験		※4
		内部点検		※4
	電力ヒューズ	外観点検	○	1回／1年
		絶縁抵抗測定		1回／1年 (※1)
	計器用変成器	外観点検	○	1回／1年
		絶縁抵抗測定		1回／1年 (※1)
	変圧器	外観点検	○	1回／1年
		温度測定	○	1回／1年
		絶縁抵抗測定		1回／1年 (※1)
		絶縁油酸価試験		※4
		絶縁油耐圧試験		※4
		内部点検		※4
	電力用コンデンサ リアクトル	外観点検	○	1回／1年
		絶縁抵抗測定		1回／1年 (※1)
	母線、避雷器 その他高圧機器	外観点検	○	1回／1年
		絶縁抵抗測定		1回／1年 (※1)
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	1回／1年
		低圧絶縁抵抗測定		1回／1年 (※2)
		継電器との連動動作試験		1回／1年 (※3)

電気工作物		点検・測定及び試験項目	通常点検	年次点検
非常用予備発電	接地装置	外観点検	○	1回／1年
		接地抵抗測定		1回／1年
	原動機関係	外観点検	○	1回／1年
		起動試験	○	1回／1年（※5）
	発電機関係	外観点検	○	1回／1年
		絶縁抵抗測定		※6
		接地抵抗測定		1回／1年
	遮断器、開閉器 その他電気機器類	受電設備に準ずる		
蓄電池	蓄電池	外観点検	○	1回／1年
		比重測定		※7
		液温測定		※7
		電圧測定		※7
電気使用場所	電動機、電熱器、電気溶接機、その他電気機器類照明装置、配線・配電器具接地装置	外観点検	○	1回／1年
		低圧絶縁抵抗測定		1回／1年（※2）
		接地抵抗測定		1回／1年
		漏洩電流測定	○	
絶縁監視装置		外観点検	○	1回／1年
		設定値の確認		1回／1年
		試験釦による動作確認		1回／1年
		設定値における誤差確認		1回／1年
		伝送試験		1回／1年

注1 高圧回路絶縁測定について

※1：高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されている場合は、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。

注2 低圧回路絶縁測定について

※2：技術基準を定める省令第58条に規定された値以上の場合は、停電状態にして行う測定は3年に1回以上とする。

注3 継電器との連動動作試験について

※3：保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常である場合は、停電状態にして行う試験は3年に1回以上とする。

注4 内部点検、絶縁油について

※4：操作状態、運転状態、及び絶縁抵抗値などを勘案し行う。

注5 非常用予備発電機について

※5：年次点検での起動試験は停電で自動起動し、復電で自動停止させ、電圧、周波数が正常であることを確認する。

※6：絶縁測定は発電機の機種に応じた点検・試験とする。

注6 蓄電池電解液について

※7：負荷状態を勘案し行う。

注7 特別点検

必要に応じて行う

注8 注1～注3の測定、試験方法及びその判定の基準について

測定、試験方法及びその判定の基準については別に定める「無停電年次点検の適用基準」による。なお、その基準に満たない場合は、停電状態にして年次点検を行う。